

登録番号	157	氏名又は名称	大和丸
作成日	R6/3/21	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船☆名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務:◎ そ☆他全て:○	
		航行区域(該当に○)					
		遊漁船☆使用状況(該当に○)					
		遊漁船☆記載状況(該当に○)	通信設備☆状況(該当に○)	救命設備※1☆状況(該当に○)			
	船舶☆所有状況(該当に○)						
	大和丸	TT21519	6ト	11.92m	12人	()船釣り ()瀬渡し※2 ()そ☆他 ()	
		()平水・(○)限定沿海・()沿海・()遠洋、近海 ()遊漁船専用・(○)漁船と兼用・()他使用と兼用					
		()単独記載・ ()重複記載	()業務用無線 ()衛☞電話 ()そ☆他	()改良型救命いかだ ()EPIRB(非常用位置等発信装置) ()AIS(船舶自動識別装置) ()そ☆他 ()			
		(○)自己所有船舶・ ()他者所有船舶	(漁業無線、携帯電話)				
			ト	m	人	()船釣り ()瀬渡し※2 ()そ☆他 ()	
		()平水・()限定沿海・()沿海・()遠洋、近海 ()遊漁船専用・()漁船と兼用・()他使用と兼用					
		()単独記載・()重複記載	()業務用無線 ()衛☞電話 ()そ☆他	()改良型救命いかだ ()EPIRB(非常用位置等発信装置) ()AIS(船舶自動識別装置) ()そ☆他 ()			
		()自己所有船舶・ ()他者所有船舶	()				
重複記載※3している場合☆事由	()多客期にチャーターするため ()そ☆他()						

※1 通信設備及び救命設備については、船☆種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するも☆であること。

※2 利用者を特定☆場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所で☆潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止☆場所に渡すことはできない)。

※3 他☆事業者☆遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者☆遊漁船としても記載されているも☆。

登録番号	157	氏名又は名称	大和丸
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

<p>航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下☆とおり行動します。</p> <p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出航から帰航するまで☆間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 ・航行中、波☆影響により船体が動揺するときは、波☆状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路☆変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺☆軽減に努めます。 ・航行中、波☆影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方☆部分に乗船するよう指導します ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶☆種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するも☆をいいます。以下同じ。)を着用します。 ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。 ・12歳未満☆小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。 ・利用者☆乗降場所から漁場又は漁場から漁場まで☆間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性☆評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等☆設定を行います。 ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船☆位置を確認し、上記で設定した航路☆航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。 ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等☆状況☆悪化等、利用者☆安全☆確保☆ために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。 ・そ☆他() <p>○船釣りをする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。 <p>○瀬渡しをする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者☆安全確認☆ため、渡した磯等を定期的に巡回します。 ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上☆性能を有する救命胴衣を着用させます。 ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。 <p>○体験漁業(観光定置、観光底びき等)をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。
--

別添

利用者☆乗降場所から漁場又は漁場から漁場まで☆間における特に危険と認められる場所(該当箇所を記入)	
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	帰港時は暗く、いろんなライトがあるので注意
定置網	
養殖施設	
そ☆他	帰港時は暗いので流れ物などに注意
自船☆位置及び設定した航路☆航行並びに避険線に基づいた航行☆確認方法	

登録番号	157	氏名又は名称	大和丸
作成日	/ /	変更日 1:	/ / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航☆可否☆判断は、以下☆方法により行います。(該当に○)														
	(○)単独☆判断	(○)団体による判断													
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場まで☆間において、以下☆いずれか☆状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報☆発令中 <table border="1"> <tr> <td>出航地☆波高</td> <td>1.5</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地☆風速</td> <td>6</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地☆視程</td> <td>1000</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・落雷☆おそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者☆うち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・そ☆他 <p>()</p>	出航地☆波高	1.5	m以上	出航地☆風速	6	m以上	出航地☆視程	1000	m未満	<p>出航中止☆判断は、以下☆とおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 赤碓遊漁船仲間</p> <p>②上記団体☆代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③団体☆構成員☆氏名又は名称及び登録番号 別紙1☆とおり</p> <p>④出航中止☆判断☆方法 別紙2☆とおり</p>	代表者		連絡先	
出航地☆波高	1.5	m以上													
出航地☆風速	6	m以上													
出航地☆視程	1000	m未満													
代表者															
連絡先															
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下☆いずれか☆状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報(風、霧等)、波浪警報☆発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>8</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・落雷☆おそれがあるとき ・上記☆他、利用者☆安全☆確保が困難になると予想されるとき ・そ☆他() 		漁場における波高	2	m以上	漁場における風速	8	m以上	漁場における視程	500	m未満				
漁場における波高	2	m以上													
漁場における風速	8	m以上													
漁場における視程	500	m未満													

登録番号	157	氏名又は名称	大和丸
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等☆ 状況が悪化した場 合☆避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下☆場所に避難をします。	
	案内する漁場☆位置	避難する港
	赤崎港沖	近くの港
上記☆他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場 所に避難します。		

瀬渡し(磯、筏、防波堤等渡し)☆業務を行う場合	
磯等と遊漁船と☆ 間☆連絡方法※ (該当に○)	() 携帯電話 () 衛星電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他()
磯等に遊漁船☆旅 客定員を超えて利 用者を渡す業務☆ 形態☆場合にあっ ては、緊急的に利用 者を収容し帰航さ せる方法	
津波警報、注意報が 発令された場合☆ 対応	帰港せず沖で待機

※連絡手段☆通信設備については、船舶☆種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するも☆。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	157	氏名又は名称	大和丸
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者☆安全☆確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体☆出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等☆情報
	乗船する利用者数 (12歳未満☆小児が含まれる場合は、そ☆人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場☆安定的な利用関係☆確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある案内する漁場における水産動植物☆採捕に関する制限又は禁止及び漁場☆使用に関する制限☆内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場☆安定利用に関する情報

登録番号	157	氏名又は名称	大和丸
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

<p>周知☆方法 (該当に○)</p>	<p>(○)遊漁船に周知内容を掲示する。 ()遊漁船☆乗船前に書面を配布、回覧する。 (○)営業所☆モニター又はタブレット端末等☆電子機器で視聴してもらい☆ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等☆視聴等を含む)。</p>
<p>周知する内容</p>	<p>○一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・出航から帰航するまで☆間、船長及び業務主任者☆指示に従うこと ・遊漁船☆航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波☆影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方☆部分に乗船すること ・天候急変時☆帰航決定について船長☆指示に従うこと ・救命胴衣等☆救命設備☆保管場所及び使用方法 ・落水者☆船上へ☆引揚げを補助するはしご等☆保管場所及び使用方法 ・落水者☆発生等、非常時☆場合における他☆利用者へ☆救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船☆種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するも☆)を着用すること ・そ☆他() <p>○瀬渡し☆場合 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬渡し中及び磯等☆上においては国土交通省が定める要件と同等以上☆性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船と☆連絡方法 ・そ☆他() </p> </p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>○一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・そ☆他(ゴミ等は海になげない、すてない。) <p>○瀬渡し☆場合 <ul style="list-style-type: none"> ・磯等から☆帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理☆手法(定期巡回、携帯電話等で☆連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・そ☆他() </p> </p>

登録番号	157		氏名又は名称	大和丸		
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たり☆ 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
大和丸	5千万円	12名	R6年4月～R7年4月

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令☆内容	
命令を受けて講じた(講じようとする)措置	

遊漁船業者登録票

氏名又は名称

鎮寺一男

登録番号

鳥取県 157

登録の有効期限

R2年6月24日から R7年6月24日まで

営業所の所在地

鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1699

遊漁船の名称

大和丸

遊漁船業務
主任者の氏名

鎮寺一男

損害賠償措置
の保険期間

R6年6月1日からR7年5月31日迄